

# 一般社団法人 日本動脈硬化学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本動脈硬化学会（英文名 Japan Atherosclerosis Society）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 本法人は、動脈硬化ならびに関連疾患の成因、病態、予防、治療に関する研究の発展、向上を図るとともに、国民に対する啓発活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、第3条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 会誌の発行
- (3) その他、海外との交流、公開講演会など、本会の目的に資する事業

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告により行う。

- (1) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 基金

(基金の総額)

第6条 本法人の基金の総額は、5,400万円とする。

(基金の拠出者の権利)

第7条 基金は、定時社員総会で別途決議した場合を除き、解散まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第8条 基金は、定時社員総会で法令の定めに従って返還することを決議した場合において、当該社員総会の日から6ヶ月以内の理事会の決定する日に、拠出者に返還する。

## 第3章 会員

(種別)

第9条 本法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 動脈硬化について学識または研究経験のある個人  
一般会員 医師・研究者等研究活動を主業務とする者  
メディカルスタッフ会員 医師を除く医療業務従事者  
学生会員 研究活動に従事する学生（大学院を含む）
- (2) 名誉会員 本法人の発展に多年功労のあった正会員で、細則に定めるところにより名誉会員の称号を贈られた個人
- (3) 功労会員 本法人の発展に多年功労のあった正会員で、細則に定めるところ

により功労会員の称号を贈られた個人

- (4) 団体会員 本法人の目的に賛同し、所定の手続きを経た団体
  - (5) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体  
なお、正会員の選択は個人の意思に基づくものとするが、原則として変更は出来ない。
- 2 正会員には次の権利がある
- (1) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
  - (2) 本会の発行する機関紙およびその他の学術刊行物の配布を受けること。
  - (3) 第26条より、評議員の選任を受けること（一般会員のみ）
  - (4) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること

(入会)

第10条 会員として入会を希望するものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

- 第11条 本法人の会員は細則に別途定める会費を納入しなければならない。
- 2 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。
  - 3 名誉会員は会費の納入を要しない。

(資格喪失)

- 第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
  - (2) 死亡もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
  - (3) 2年以上会費を滞納したとき
  - (4) 除名されたとき

(退会)

第13条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

- 第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において出席社員の議決権の3分の2以上を有する者の議決に基づき、理事長が除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本法人の定款、又は細則に違反したとき
  - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

## 第4章 社員

(社員の氏名又は名称及び住所)

第15条 本法人の設立時における社員の氏名及びその住所は、以下のとおりである。

京都府京都市左京区松ヶ崎河原田町 10 番地 1	北 徹
東京都文京区白山四丁目 37 番 12 号	大内 尉義

(社員たる資格に関する規定)

第16条 役員及び評議員をもって、本法人の一般社団法人上の社員とする。

(社員資格の喪失)

第17条 社員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (4) 学会の評議員の資格を喪失したとき
- (5) 除名されたとき

(退社手続)

第18条 退社は、社員からの退社届の提出によるものとする。

(除名)

第19条 社員が本法人又は学会の名誉を傷つけ、又は本法人又は学会の目的、定款及び規則に反する行為を行った場合は、社員総会において総社員の半数以上にして総社員の議決権の4分の3以上を有する者の議決に基づき、これを除名することができる。この場合、その社員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

## 第5章 役員及び評議員

(役員)

第20条 本法人には次の役員をおく

- (1) 理事 25名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、会員の中から理事の推薦を受け理事会に承認された者を、社員総会の選任を経て理事長が委嘱する。

- 2 理事長は細則に従い、社員総会の承認を経た理事の互選により選ばれ決定される。
- 3 副理事長は、理事長の指名により、理事の中から選任される。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第22条 理事長はこの法人を代表し会務を総理する。

- 2 理事長に事故のあるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。
- 3 副理事長に事故のあるとき、理事長は理事の中から新たに副理事長を選任するか、または副理事長代行をおくことができる。
- 4 理事は、理事会を組織し、定款及び社員総会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本法人の社員総会の権限に属せしめられた以外の事項を議決し、執行する。監事は理事の業務執行状態を監督し、会計を監査する。

(役員任期)

第23条 本法人の理事の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された理事の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 監事の任期は就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 補欠により選任された監事の任期は前任者の残任期間とする。

- 5 役員の定年は前各号の規定にかかわらず満 66 歳となった年度末に退任とする。

(会長)

- 第24条 学術集会を主宰するため会長を定める。
- 2 会長は理事会の推薦により定め、社員総会の承認を経て決定する。

(評議員)

- 第25条 本法人には評議員をおく。

(評議員の選任)

- 第26条 評議員は、一般会員の中から、別に定める細則に従い選ばれ、理事会に承認された者を、社員総会の選任を経て理事長が委嘱する。

(評議員の任期)

- 第27条 本法人の評議員の任期は、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、社員総会への出席（3 年間に 1 回以上）あるいは年次学術集会の参加（3 年間に 1 回以上）がある場合のみとする。
- 2 補欠または増員により選任された評議員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 評議員の定年は前各号の規定にかかわらず満 66 歳となった年度末に退任する。

## 第6章 会議

(社員総会の構成)

- 第28条 社員総会は、社員をもって構成する。
- 2 本法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の 2 種類とする。

(社員総会の招集など)

- 第29条 定時社員総会は、毎年 1 回、理事長が招集する。
- 2 臨時社員総会は、必要に応じて理事長がこれを招集する。
  - 3 社員総会の議長は、理事長とする。

(社員総会の定数及び議決に関する事項)

- 第30条 社員総会の定数は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し（委任状を含む）、出席した社員の議決権の過半数で決する。
- 2 社員が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は代理権を証する書面を本法人に提出することを要する。
  - 3 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(総会開催に代えての書面決議)

- 第31条 総会の決議を得なければならない場合において、総会を開催せずに書面により決議を行うことについての総社員の同意があるときは、書面による決議をすることができる。
- 2 書面による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

(社員総会で決議すべき事項)

- 第32条 本法人は、法令に定める事項のほか、毎年の活動計画及び予算の額を社員総会で決議する。

(社員の議決権)

第33条 社員は、1名につき1個の議決権を有するものとする。

(理事会の招集など)

第34条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集の請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集しようとするときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定数及び議決に関する事項)

第35条 理事会は、理事現在数の3分の2以上(委任状を含む)のものが出席しなければ議事を開くことができず、出席理事の過半数(委任状を含む)の賛成がなければ議決することができない。

## 第7章 会計

(年度)

第36条 本法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月31日までとする。

(原則)

第37条 本法人の会計は、本規定・および別に定める会計処理規定細則により処理する。

2 本法人は、剰余金の分配を行わない。

(予算)

第38条 収支予算書は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会および社員総会の承認を得て確定する。必要に応じ会計処理細則の定めにしたがい暫定予算および補正予算を編成する。

(決算)

第39条 毎年9月末に中間決算を、3月末日に年度決算を行う。中間決算は理事会の、年度決算は監事・理事会および社員総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 定款を変更するには、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

(解散)

第41条 本法人の解散は、理事現在数の4分の3以上の議決を経た後、総社員の半数以上にして総社員の議決権の4分の3以上を有する者の議決を経なければならない。

(解散後の残余財産の帰属)

第42条 解散後の残余財産は、社員総会の議決により、国、地方公共団体または公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に帰属するものとする。

## 第9章 附則

(最初の事業年度)

第43条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成18年3月31日までとする。

(最初の役員の任期)

第44条 第23条の規定にかかわらず、本法人の最初の役員の任期は、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(最初の役員の選任)

第45条 第21条の規定にかかわらず、最初の理事及び監事は会員の中から社員総会で選任すれば足り、最初の理事長は理事の互選で選任すれば足りる。

平成17年7月14日制定

平成20年2月2日改定

平成20年7月10日改定

平成21年7月17日改定

平成22年7月14日改定

平成23年7月14日改定

平成24年7月19日改定

平成25年7月18日改定

平成26年7月10日改定

平成28年7月14日改定

令和5年7月8日改定

令和6年7月6日改訂